

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

令和6年度の診療報酬改定により、令和6年10月から長期収載品といわれる後発医薬品のある先発医薬品のうち要件にあった長期収載品は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者さんの自己負担が発生します。

① 対象者

- 外来患者さんが対象で、入院患者さんは対象外です。
- 公費負担患者さんや自己負担がない患者さんも対象となります。

② 対象となる医薬品

- 「長期収載品の選定療養」の範囲は、後発医薬品が発売されてから5年経過した長期収載品、又は後発医薬品への置換率が50%を超える長期収載品が対象になります。
- 処方医が医療上の必要性があると判断した場合、又は後発医薬品の提供が困難な場合は選定療養の対象外となります。

③ 自己負担する費用

- 選定療養費の計算方法は、長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の4分の1を薬剤料に変換した上で計算します。
- 選定療養費は保険給付ではないため、消費税が上乗せされます。